

役員報酬規程

社会福祉法人カトリック聖家族会

令和4年 7月 1日

社会福祉法人カトリック聖家族会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人カトリック聖家族会（以下「法人」という）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、法人業務を行う場合に業務内容に応じて、報酬を支給することができる。
- (2) 非常勤役員等については、法人業務を行う場合に業務内容に応じて、報酬を支給することができる。
- 2 役員等に費用弁償することができる。
- 3 役員等に対する退職手当は支給しない。ただし、役員等が法人の職員を兼務し、職員給与を支給されている場合は、職員給与規定第17条に準じるものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 通勤手当については、職員給与規定第6条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第2に定める額

(費用弁償)

第5条 役員等には、理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために出張したときは、その費用を弁償することができる。

- 2 理事会等会議出席の費用弁償額は、別表第3に定める額とする。
- 3 役員等が職務のため法人施設外に出張をした際は、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第6条 法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しない。

(報酬等の支給方法)

- 第7条 常勤役員等に対する報酬等は、年額の1/12の額を毎月の末日に銀行振込により支給する。
ただし、その日が休日に当たるときは、各金融機関の前営業日とする。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
 - 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第8条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
 - 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
 - 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

- 第9条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを1円に切り上げる。

(公表)

- 第10条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第11条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

- 第12条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

1. この規則は、令和4年7月1日から施行する。

別表1 (常勤役員等の報酬)

職位	年額	1/12	摘要
1号	4,050,000	337,500	
2号	4,200,000	350,000	
3号	4,350,000	362,500	
4号	4,500,000	375,000	
5号	4,650,000	387,500	
6号	4,800,000	400,000	
7号	4,950,000	412,500	
8号	5,100,000	425,000	
9号	5,250,000	437,500	
10号	5,400,000	450,000	
11号	5,550,000	462,500	
12号	5,700,000	475,000	
13号	5,850,000	487,500	
14号	6,000,000	500,000	
15号	6,150,000	512,500	
16号	6,300,000	525,000	
17号	6,450,000	537,500	
18号	6,600,000	550,000	
19号	6,750,000	562,500	
20号	6,900,000	575,000	
21号	7,050,000	587,500	
22号	7,200,000	600,000	
23号	7,350,000	612,500	
24号	7,500,000	625,000	
25号	7,650,000	637,500	
26号	7,800,000	650,000	
27号	7,950,000	662,500	
28号	8,100,000	675,000	
29号	8,250,000	687,500	
30号	8,400,000	700,000	
31号	8,550,000	712,500	
32号	8,700,000	725,000	
33号	8,850,000	737,500	
34号	9,000,000	750,000	
35号	9,150,000	762,500	
36号	9,300,000	775,000	
37号	9,450,000	787,500	
38号	9,600,000	800,000	
39号	9,750,000	812,500	
40号	9,900,000	825,000	
41号	10,050,000	837,500	
42号	10,200,000	850,000	
43号	10,350,000	862,500	
44号	10,500,000	875,000	
45号	10,650,000	887,500	
46号	10,800,000	900,000	
47号	10,950,000	912,500	
48号	11,100,000	925,000	
49号	11,250,000	937,500	
50号	11,400,000	950,000	
51号	11,550,000	962,500	
52号	11,700,000	975,000	
53号	11,850,000	987,500	
54号	12,000,000	1,000,000	

別表2（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員

	内 容	報酬の額
1	評議員会への出席	日額 15,000 円
2	上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 15,000 円

（2）理 事

	内 容	報酬の額
1	理事会等会議への出席	日額 15,000 円
2	上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 15,000 円

（3）監 事

	内 容	報酬の額
1	理事会等会議への出席	日額 15,000 円
2	監事監査への出席	日額 20,000 円
3	上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 15,000 円

別表3（費用弁償）

（1）役員等共通

	自宅の所在地		費用弁償の額	
			於 みやこ町	於 福岡市
1	京築地区	日額	0 円	5,000 円
2	北九州市	日額	2,000 円	3,500 円
3	福 岡 市	日額	5,000 円	0 円
4	そ の 他	日額	領収書の提出による実費を精算	

（注）主要駅間のJR特急利用運賃を主として定めたものであり、オンラインによる会議等の出席は本表に含まれない。